中小事業者及び金融機関のみなさまへ

<問い合わせ先> 岡崎市経済振興部商工労政課 労政金融係(Tel23-6214)

令和7年10月

セーフティネット5号の認定について

令和7年10月にセーフティネット5号認定を申請する際にご準備いただく様式 及び売上月、疎明資料、添付書類、注意点についてご案内いたします。

<10月の変更点>

- ① 把握する売上月が1月ずつ変わります。
- ② 「4」の期限を10月10日(金)とします。
- ※ 認定申請時の混雑を緩和し円滑な認定書発行を継続するため、売上疎明資料等は必ず 検算を行い資料間の不整合がないように確認する、見込み額の計算根拠を明確にする等、 ご協力をお願いいたします。また、提出様式等は、以下のホームページからダウンロード していただくことが可能ですので、ご利用ください。

https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1404/1415/p003138.html

1 10月の様式及び売上月について

令和7年10月の各種認定の様式は原則として、以下のとおりです。

認定区分		様式	売上月
5明	売上高要件	5号1-①、1-②	<u>令和7年5月~9月</u> の直近の3月
	利益率要件	5号/1-①、//-②	

※1 売上月については、試算表又は内容証明をした内訳資料(「2」でご説明します。) 等で把握ができる<u>直近のもの</u>となります。(例: 7・8・9月の売上を把握しているのに 6・7・8月の売上で認定申請していただくことはできません。)

※2 前年同期と比較してください。ただし、天災その他やむを得ない事情により前年同期の 月平均売上高または月平均売上高営業利益率が、当該事情の生じた事業年度またはその直前の 事業年度における月平均売上高または月平均売上高営業利益率に比して著しく低い場合は 前年以前と比較可能です。※著しく低い場合とは、20%以上の減少を指します。

2 売上疎明資料について

売上疎明資料として、以下の(1)~(4)のいずれかの書類を添付してください。

- (1) 日毎又は受注先毎の内訳のある資料に内容証明をしたもの(原則として直近の
- 7・8・9月の売上のみこの方法によることができます。)
- (2) 試算表(月毎の損益計算書)※利益率要件の場合は直近3か月、前年度同期の2年度分。 前年以前比較の場合は、前年以前同期の3年度分。
- (3) 法人税確定申告書の法人事業概況説明書
- (4) (1)、(2)、(3)により難い場合は、納品書・請求書等内容を証明できる資料
- <u>※ (1)、(2)、(3)、(4)の整合(試算表と概況書の月毎売上額の一致、税別・税込・少額</u> <u>売上の有無等)にご注意ください。</u>

※利益率要件(ハ)を利用の場合は、試算表のみとし、該当月であっても内容証明をしたものは 疎明資料として扱えません。指定事業と非指定事業を兼業している場合は、それぞれの事業ごとの 売上高営業利益率の把握が必要であり、事業毎の試算表を用意いただく必要があります。

【内容証明とは?】

疎明資料の余白に「(例) 〇月分の売上はこの書類の内容で相違ありません。」等と記載し、住所・名前・代表者名(法人のみ)を記入したうえで押印をしてください。 資料が複数枚になる場合は、袋とじにして割り印を押す等、一連の資料であることを明確にしてください。押印をする方は認定申請者、税理士、委任を受けた金融機関支店の支店長のいずれかとします。(金融機関の場合は、住所・名前・金融機関名・支店名・支店長名を記入し、金融機関支店の印を押印してください。また、税理士の場合は日毎又は受注先毎の内訳は不要です。)

3 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

- (1) 認定申請書 2部
- (2) 減少率計算の基礎 1部
- (3) 法人税の確定申告書(法人)又は確定申告書(個人)の写し(直近1年度分。前年以前と比較する場合は、直近1年度分(前年度分)と比較する前年以前年度分。) ※下欄の注意点をご確認ください。
- (4) 商業登記簿謄本(登記事項全部証明書)の原本又は写し
- (5) 売上疎明資料(「2」のとおり)

(3)の申告書については、認定申請時の負担軽減のため、提出する写しは以下の部分のみとします。

<法人税の確定申告書(法人)>

- ・別表1「各事業年度の所得に係る申告書(1枚)・法人事業概況説明書(両面)
- 決算書(決算報告書表紙から個別注記表まで)

〈確定申告書(個人)>

- ・第1表(確定申告書)(1枚)・営業所得内訳書(月別売上記載頁を含む。)
- 不動産所得内訳書(ある場合のみ、月別売上記載頁を含む。)
- 4 9月中に作成した資料を10月に提出する場合の提出日について

「1 10月の様式及び売上月について」によらない、9月中に作成した資料については、 原則として10月10日(金)まで提出していただけます。